

70歳～74歳の被保険者の 窓口負担が見直されます

見直しの趣旨

70歳～74歳の被保険者の方が窓口で支払う医療費の負担割合について、平成20年度から平成25年度までは、本来2割負担である方は特例措置により1割負担とされてきました。（現役並み所得の方は3割負担となります）

平成26年度からはこの特例措置を見直し、法律上の負担割合である2割に戻すことになりました。

なお、見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

1割または2割負担となる方

誕生日によって負担割合が変わります。

1割負担

誕生日が昭和19年4月1日以前の方

2割負担

誕生日が昭和19年4月2日以降の方

3割負担となる方

住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の方がいる世帯は、次の条件にあてはまる方を除いて3割負担となります。

条件にあてはまる方は申請により負担割合を変更することができます。

○70歳～74歳の方が1人で、収入が383万円未満である。

○70歳～74歳の方が2人以上で、収入の合計が520万円未満である。

○世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がおり、収入の合計が520万円未満である。



問い合わせ 保険介護課 ☎2141

70歳～74歳の方の窓口負担割合決定の流れ

世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の方がいる

いいえ

はい

①70～74歳の方が1人で、収入が383万円未満である
②70歳～74歳の方が2人以上で、収入の合計が520万円未満である
①、②のいずれかに該当する

はい（※1）

いいえ

世帯に旧国保被保険者（※3）がいて、収入の合計が520万円未満である

はい（※2）

いいえ

誕生日が昭和19年4月1日以前である

3割負担

はい

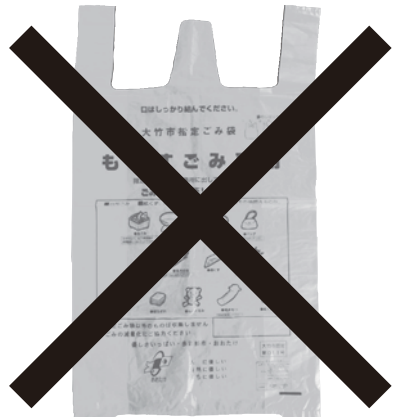
いいえ

1割負担

2割負担

（※1）、（※2）に該当する方は、負担割合を変更するための申請が必要になります。
（※3）旧国保被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

4月1日から 旧もやすごみ袋（赤色）は使用できません



旧もやすごみ袋（赤色）

昨年10月、「もやすごみ」にごみ処理手数料を導入したことに伴い、もやすごみ袋を変更しました。

4月1日以降は、旧もやすごみ袋（赤色）の新しいもやすごみ袋（オレンジ色）への交換や旧もやすごみ袋（赤色）を使用してのごみ出しはできません。注意してください。

なお、旧もやすごみ袋（赤色）を使用してごみステーションに出されたごみは、警告シールを貼って収集せず、ごみを出された方に、いったん持ち帰ってもらうこととなります。

帰ってきた
gomidas
No.14

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎5101

家庭ごみの持ち込み予約を
一部変更しました

これまでリサイクルセンターに家庭ごみを持ち込む場合は、前日までに予約をする必要がありました。

しかしながら、勤務の都合などによって前日までの予約が困難な場合もあるため、4月1日から持ち込み当日の予約枠に空きがある場合には、当日の予約でも持ち込みできる扱いに変更します。

ただし、当日の予約の場合、リサイクルセンター内が、午前中、ごみ収集車や作業用の重機の往来などで危険が多いため、午後からの持ち込みとなります。

なお、当日予約の場合も含め、リサイクルセンターに家庭ごみを持ち込む場合には、必ず事前の予約が必要です。予約がない場合は家庭ごみの持ち込みはできません。注意してください。

資源回収ごみ袋（緑色・青色）についても、昨年10月、もやすごみ袋と同様にごみ袋を変更しました。

しかしながら、プラスチック、ビン、カン、もやさないごみ、せん定枝などの資源ごみにはごみ処理手数料を導入していないため、もやすごみ袋とは異なり、新旧の資源回収ごみ袋には大幅な料金の変更がありません。

このため、旧資源回収ごみ袋（緑色・青色）は、これまでどおり使用することができます。

旧資源回収ごみ袋は、
これまでどおり使用できます

